

個人の住宅や物置などの自己解体

個人の住宅や物置・車庫などをご自分で解体し、その廃材などをごみ処理センターへ搬入する場合は、解体前に届出が必要です。

届出をせずに解体を行い、ごみ処理センターへ廃材などを持ち込んでも受入できませんので、忘れずに届出をしてください。

なお、解体を業者に依頼した場合は産業廃棄物になりますので、ごみ処理センターでは受入できません。

届出に必要な事項

届出者の住所・氏名・電話番号

解体する建物の種類・所有者・所在地・解体期間

ごみ処理センターに搬入する日時・搬入量・搬入車両(車種・ナンバー)

届出時に解体期間、ごみ処理センターに搬入する日時や車が決まっていなくても解体前に届出をしていただき、決まり次第日程や車両をご連絡していただくことも可能です。

一般廃棄物(自己解体建築廃材)処分依頼受付票			
受付	月	日	平成 年 月 日
届出者	氏名		
	住所		
	電話番号		
解体について	解体する物		
	所有者		
	所在地 (図面添付)		
	解体期間	平成 年 月 日~平成 年 月 日	
搬入について	搬入日時	平成 年 月 日() 時頃	
	廃棄物の 主な種類	木屑・鉄板・モルタル・断熱材・その他()	
	搬入量	台分	
	搬入車両	車種	
登録			
処理欄			
現地確認			
ごみ処理センター			
備考			

